町田市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年(2015年)2月26日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市行政手続条例の一部を改正する条例

町田市行政手続条例(平成8年12月町田市条例第30号)の一部を次のように改 正する。

目次中

「第4章 行政指導(第30条—第35条)

1を

「第4章 行政指導(第30条―第35条の2)

第4章の2 処分等の求め(第35条の3)

, に

改める。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第2項中「第33条」の次に「及び第34条第2項」を加え、「同項第3号」 を「前項第3号」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限 限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方 に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第35条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置

をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、 当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当 該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

- 第35条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3)当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項

- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導を しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(町田市国民健康保険条例及び町田市市税条例の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第34条 第2項」を「第34条第3項」に改める。
- (1) 町田市国民健康保険条例(昭和34年3月町田市条例第5号)第38条第2項
- (2) 町田市市税条例(昭和36年12月町田市条例第23号)第3条の2第2項

目次

第1章~第3章 略

第4章 行政指導(第30条一<u>第35条の</u> <u>2</u>)

第4章の2 処分等の求め (第35条の3)

第5章 略

附則

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、町田市(以下「市」という。)の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 略

(定義)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる用語の意義は第33条<u>及び第34条第2項</u>において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、<u>前項第3号</u>に掲げる用語の意義は第32条において同号中「条例等」とあるのは「法令又は条例等」とする。

(適用除外)

第3条 処分又は行政指導で行政手続法第3 条第1項各号に掲げるものについては、次章 から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。 (行政指導の方式)

第34条 略

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は

目次

第1章~第3章 略

第4章 行政指導(第30条—<u>第35条</u>)

第5章 略

附則

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法 律第88号)第38条の規定にのっとり、処 分、行政指導及び届出に関する手続に関し、 共通する事項を定めることによって、町田市 (以下「市」という。)の行政運営における 公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 略

(定義)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる用語の意義は第33条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第3号に掲げる用語の意義は第32条において同号中「条例等」とあるのは「法令又は条例等」とする。

(適用除外)

第3条 処分又は行政指導で行政手続法第3 条第1項各号に掲げるものについては、次章 から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。

(行政指導の方式)

第34条 略

<u>許認可等に基づく処分をする権限を行使し</u> <u>得る旨を示すときは、その相手方に対して、</u> 次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法 令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合 する理由
- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 略

(行政指導の中止等の求め)

- 第35条の2 法令又は条例等に違反する行 為の是正を求める行政指導(その根拠となる 規定が法律又は条例に置かれているものに 限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法 律又は条例に規定する要件に適合しないと 思料するときは、当該行政指導をした市の機 関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導 の中止その他必要な措置をとることを求め ることができる。ただし、当該行政指導がそ の相手方について弁明その他意見陳述のた めの手続を経てされたものであるときは、こ の限りでない。
- 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項 を記載した申出書を提出してしなければな らない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住 所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律 又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合し

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 略

町田市行政手続条例新旧対照表	
改正後	改正前
ないと思料する理由	
(6) その他参考となる事項	
3 当該市の機関は、第1項の規定による申出	
があったときは、必要な調査を行い、当該行	
政指導が当該法律又は条例に規定する要件	
に適合しないと認めるときは、当該行政指導	
の中止その他必要な措置をとらなければな	
<u>らない。</u>	
第4章の2 処分等の求め	
第35条の3 何人も、法令又は条例等に違反	
する事実がある場合において、その是正のた	
めにされるべき処分又は行政指導(その根拠	
となる規定が法律又は条例に置かれている	
ものに限る。)がされていないと思料すると	
きは、当該処分をする権限を有する行政庁又	
は当該行政指導をする権限を有する市の機	
関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は	
行政指導をすることを求めることができる。	
2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項 を記載した申出書を提出してしなければな	
らない。	
(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住	
所又は居所	
(2) 法令又は条例等に違反する事実の内	
容	
- (3) 当該処分又は行政指導の内容	
(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる	
法律又は条例等の条項	
(5) 当該処分又は行政指導がされるべき	
であると思料する理由	
(6) その他参考となる事項	
3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定	
- による申出があったときは、必要な調査を行	
い、その結果に基づき必要があると認めると	
きは、当該処分又は行政指導をしなければな	
<u>らない。</u>	

町田市国民健康保険条例新旧対照表		
	改正後	改正前
	(町田市行政手続条例の適用除外)	(町田市行政手続条例の適用除外)
	第38条 略	第38条 略
	2 町田市行政手続条例第3条又は <u>第34条</u>	2 町田市行政手続条例第3条又は <u>第34条</u>
	<u>第4項</u> に定めるもののほか、徴収金を納付	第3項に定めるもののほか、徴収金を納付
	1. マけ納入する義務の適正か実現を図るた	1. マけ納入する義務の適正な宝珥を図るた

し、又は納入する義務の適正な実現を図るた めに行われる行政指導(同条例第2条第1項 第6号に規定する行政指導をいう。) につい ては、同条例第34条第3項及び第35条の 規定は、適用しない。

し、又は納入する義務の適正な実現を図るた めに行われる行政指導(同条例第2条第1項 第6号に規定する行政指導をいう。) につい ては、同条例第34条第2項及び第35条の 規定は、適用しない。

町田市市税条例新旧対照表

条の規定は、適用しない。

可田巾巾柷条例新旧对照衣		
改正後	改正前	
(町田市行政手続条例の適用除外)	(町田市行政手続条例の適用除外)	
第3条の2 略	第3条の2 略	
2 町田市行政手続条例第3条、第4条又は <u>第</u>	2 町田市行政手続条例第3条、第4条又は <u>第</u>	
34条第4項に定めるもののほか、徴収金を	34条第3項に定めるもののほか、徴収金を	
納付し、又は納入する義務の適正な実現を図	納付し、又は納入する義務の適正な実現を図	
るために行われる行政指導(同条例第2条第	るために行われる行政指導(同条例第2条第	
1項第6号に規定する行政指導をいう。)に	1項第6号に規定する行政指導をいう。) に	
ついては、同条例 <u>第34条第3項</u> 及び第35	ついては、同条例 <u>第34条第2項</u> 及び第35	

条の規定は、適用しない。